

一時帰国支援プラン

近畿国際旅行社(中国)有限公司

KINTETSU INTERNATIONAL EXPRESS (CHINA) CO., LTD

- 日本国内手配分も含めて「中国元」でお支払い可能です。
- もちろん企業様あての発票発行が可能です。

担当：郭 剛（カク）、辺 志東（ヘン）

Email: grpbeijing@kntchina.com

電話：010-6515-5927

本紙の記載された内容は、**2022年1月12日現在**のものです。今後変更になる場合がありますので、予めご了承ください。

近畿国際旅行社(中国)有限公司

KINTETSU INTERNATIONAL EXPRESS (CHINA) CO., LTD

1.日本帰国の準備

① 国際線を予約する

中日間運行しているフライトの一部（2022年1月現在）：



JL820 大連	13：00～成田17：00	毎週火、水、木、金
JL088 広州	16：10～成田21：05	毎週金



NH928 青島	15：30～成田19：30	毎週水
NH934 広州	16：30～成田21：30	毎週水
NH930 杭州	16：30～成田20：30	毎週木
NH932 深圳	14：35～成田19：25	毎週月

その他

CA929 上海浦東	11:00～成田14:35	毎週木
MU523 上海浦東	09:15～成田12:50	毎週金
CZ7800 広州	16：10～成田21：05	毎週金
CZ627 瀋陽	08：30～成田12：25	毎週木
ZH9051 深圳	09：00～成田14：30	毎週日 など

- 国内線、国際線、待機施設（ホテル）、ハイヤー、新幹線等のご予約も承ります。

② 新型コロナウイルス陰性の検査証明書

海外から日本へ帰国・入国する場合、滞在国・地域に関係なく、また、国籍問わず、すべての方が、出国前72時間以内に検査を受けた新型コロナウイルス陰性の「検査証明書」の提出が必要です。

検査証明書を提出できない方は検疫法にもとづき、日本国籍であっても日本への上陸が認められません。

- 検査方法は指定された方法のいずれかに限り有効。
- 検体採取方法は「鼻咽頭ぬぐい」「唾液」「鼻咽頭ぬぐいと咽頭ぬぐいの混合」のいずれかのみ有効。
- 出国前72時間以内に検査した証明書。
- 検査証明書の様式は所定のフォーマットを使用して下さい。
- 所定のフォーマットを使用することが困難な場合には、任意のフォーマットの提出も妨げられませんが、「検査証明書へ記載すべき内容」が満たされている必要があります。

詳しくは厚生労働省のURLをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html

検査証明書が中国語になる場合、別途「検査申告書」を記入して、添付する必要があります。

日本国大使館 HP





COVID-19 に関する検査証明
Certificate of Testing for COVID-19

交付年月日
Date of issue _____

氏名 _____ パスポート番号 _____
Name _____ Passport No. _____
国籍 _____ 生年月日 _____ 性別 _____
Nationality _____ Date of Birth _____ Sex _____

上記の者の COVID-19 に関する検査を行った結果、その結果は下記のとおりである。
よって、この証明を交付する。
This is to certify the following results which have been confirmed by testing
for COVID-19 conducted with the sample taken from the above-mentioned person.

採取検体 Sample (下記いずれかをチェック /Check one of the boxes below)	検査法 Testing Method for COVID-19 (下記いずれかをチェック/Check one of the boxes below)	結果 Result	①結果判明日 Test Result Date ②検体採取日時 Specimen Collection Date and Time	備考 Remarks
☒ 鼻咽喉ぬぐい液 Nasopharyngeal Swab	☐ 核酸増幅検査 (RT-PCR 法) Nucleic acid amplification test (RT-PCR)	☒ 陰性 Negative	① Date (yyyy /mm /dd) 2021 / 4 / 2	
☐ 唾液 Saliva	☒ 核酸増幅検査 (LAMP 法) Nucleic acid amplification test (LAMP)	☐ 陽性 Positive → 入国不可 No entry into Japan	② Date (yyyy /mm /dd) 2021 / 4 / 1 Time AM(PM) 2 : 30	
☐ 鼻咽喉ぬぐい液と咽頭 ぬぐい液の混合 Nasopharyngeal and oropharyngeal swabs	☐ 核酸増幅検査 (TMA 法) Nucleic acid amplification test (TMA)			
	☐ 核酸増幅検査 (TRC 法) Nucleic acid amplification test (TRC)			
	☐ 核酸増幅検査 (Smart Amp 法) Nucleic acid amplification test (Smart Amp)			
	☐ 核酸増幅検査 (NEAR 法) Nucleic acid amplification test (NEAR)			
	☐ 次世代シーケンス法 Next generation sequence			
	☐ 抗原定量検査* Quantitative antigen test* (CLEIA/ECLIA)			

* 抗原定性検査ではない。
Not a qualitative antigen test.

医療機関名 Name of Medical institution _____
住所 Address of the institution _____
医師名 Signature by doctor _____

印影
An imprint of a
seal

ワクチン接種証明書保持者に対する入国後・帰国後の行動制限について

- 2021年11月5日、日本において「ワクチン接種証明書保持者に対する入国後の行動制限の見直し」が決定されました。
- 具体的には、受入責任者（入国者を雇用する又は入国者を事業・興行のために招へいする企業・団体等）の管理の下で、「ワクチン接種証明書保持者」に対し、入国後最短で4日目以降の行動制限の見直しを認めるものです。
- しかしながら、現在中国は、外務省が規定する「有効と認められる新型コロナウイルス感染症に対するワクチン接種証明書発行国・地域」の対象国になっていないため、この措置の適用から除外されています。（香港は対象に含まれます）
- また、対象となるワクチンについても中国においては接種困難な種類/メーカーになっています。
 - ① コミナティ（COMIRNATY）筋肉注射／ファイザー（Pfizer）
 - ② バキスゼブリア（Vaxzevria）筋肉注射／アストラゼネカ（AstraZeneca）
 - ③ COVID-19ワクチンモデルナ（COVID-19 VaccineModerna）筋肉注射／モデルナ（Moderna）

③ 中国税関出入国健康申告入力

中国出国時に提示必要で、Wechatから設定可能です。



④ オンライン質問票の提出

- 入国後14日間の健康フォローアップのため、検疫時にメールアドレス、電話番号等の連絡先等を確認します。日本国内で入国者ご本人が使用できるメールアドレス、電話番号を質問票に必ず記載してください。

<質問票について>

厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症対策 質問票回答受付」にて回答し、QRコードを作成してください。QRコードはスクリーンショットまたは印刷し、検疫時に提示をしてください。

・記入方法

質問票WEBへのアクセスはこちらから（※スマートフォン及びP Cに対応）



<https://arqs-qa.followup.mhlw.go.jp>

⑤ 誓約書の用意

日本へ入国するすべての方に対し、入国時に14日間の公共交通機関不使用、14日間の自宅または宿泊施設での待機、位置情報の保存、保健所などから位置情報の提示を求められた場合には応ずることなどについて誓約し、誓約書の提出を求められます。

誓約書の提出に応じない場合、検疫所長の指定する場所で14日間待機することが要請されます。

また、誓約事項に違反した場合には、検疫法条の停留の対象にし得るほか、以下のとおりとなります。

1. 日本人については、氏名や感染拡大の防止に資する情報が公表され得ます。
2. 在留資格保持者については、氏名、国籍や感染拡大の防止に資する情報が公表され得るとともに、出入国管理および難民認定法の規定にもとづく在留資格取消手続および退去強制手続などの対象となり得ます。

誓約書フォームは厚生労働省ページより最新版をご利用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00249.html

⑥ 厚生労働省指定アプリをインストール

- 誓約書の誓約事項を実施するため、位置情報を提示するために必要なアプリ等を利用できるスマートフォンの所持が必要となります。検疫手続の際に、必要なアプリを利用できるスマートフォンの所持を確認できない方は、入国前に、空港内でスマートフォンをレンタルしていただくよう、お願いすることになります。
- レンタルにかかる費用は入国する方の自己負担となります。クレジットカードをご用意いただく必要があります。

<必要なアプリとその方法について>

必要なアプリとその利用方法は下記URLからご確認ください。日本入国前に、インストールまで完了していただくようお願いします。
13歳以上のお子様、専用のスマートフォンで登録が必要で、12歳以下のお子様は、保護者による代行登録が必要です。

<https://www.hco.mhlw.go.jp/manual/pdf-jp/summary.pdf>

※注意

アプリインストールのために必要なOSバージョンは、iPhone端末でiOS 13.5以上、Android端末でAndroid 6.0以上となります。

各アプリは、以下のQRコードからインストールできます。

※必要なアプリをあらかじめインストール・設定していただいていない場合は、空港でお待ちいただく時間が他の方よりも長くなる可能性があります。

入国時、空港検疫で、スマートフォンの確認があります。

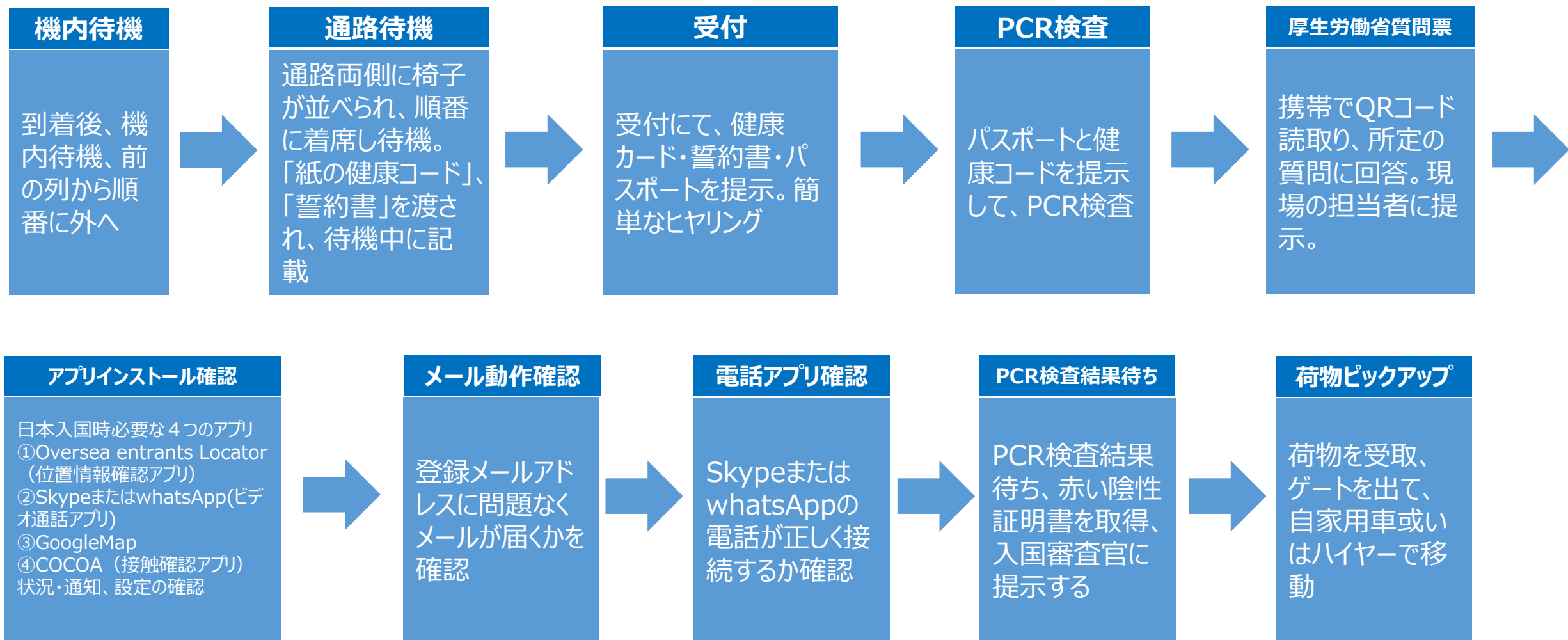
スマートフォンをお持ちでない場合、またはアプリをインストールできないスマートフォンをお持ちの場合は、日本入国時に、空港で、ご自身の負担により、スマートフォンをレンタルする必要があります。

①健康居所確認アプリ (MySOS) による位置情報・健康状態の報告・居所確認	利用者の位置情報と健康状態を報告していただくために必要です。 また、センターからのビデオ通話に応答し居所確認をするために利用します。	【専用 QR コード】 https://mysosp.page.link/sfY2kRrviv4t4eFy7  ※上記URLまたはQRコードを読み込んでインストール
必ずMySOSにログインしてください。		
②お持ちのスマートフォンの位置情報設定・保存 GoogleMaps 等の設定)	入国後に陽性となった場合等に、位置情報の記録を保健所等に提示いただくために必要です。	Playストア Android ※iPhoneの場合はアプリのインストールは不要です。  ※通常、標準搭載されています。
③接触確認アプリ (COCOA) の利用	新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について通知を受け取ることができます。	Playストア / App Store 共通 

これらのアプリが動作可能なOSバージョンは、
iPhone端末：iPhone 13.5 以上、Android 端末：Android 6.0 以上です。

※OS のアップデートには、数時間かかる場合があります。お持ちのスマートフォンが
必要なアプリをインストールできるか、あらかじめご確認ください。

2.日本到着後の手続（成田空港の例）



一時帰国支援プラン（ハイヤー及び待機施設などの手配）



ハイヤー手配

- 弊社にて空港からご自宅まで、または空港から都内の待機ホテルまでハイヤーの手配が可能です。
- 専用車使用となります。
- 使用前、使用後の消毒、通風を徹底します。



待機施設提案① ホテル日航成田

- 成田国際空港から10分の好立地
- PCR検査後、空港検疫手配のホテル周遊バスやハイヤーでご来館頂けます。
- 3食弁当付きプランをご用意しております。
- スタンドシングル16㎡、スーペリアツイン33㎡など多様な部屋タイプが選べます。



待機施設提案② 品川プリンスホテル

- 空港からハイヤーでご来館頂きます。
- 3食弁当付きプランをご用意しております。
- 待機終了後、羽田空港や品川駅へのアクセスが便利です。

- その他、国内線航空券、新幹線等の手配も承ります。
- 詳細は、弊社担当者までお問い合わせください。

3.中国に戻る準備

日本発・中国への入国について

事前準備に関するご案内

- ◆ 2022年1月19日（当日含む）以降に日本から中国へ渡航する場合、ご搭乗予定日の**7日前にPCR検査**、検体採取日から**7日間(搭乗の前日まで)**の**健康観察**及び**自己健康状況観察表**の記入。
 - 駐日中国大使館：「2022年1月12日より中国渡航におけるPCR検査追加のお知らせ」
（日本語）http://www.china-embassy.or.jp/jpn/tztg/202201/t20220107_10479866.htm
（中国語）http://www.china-embassy.or.jp/chn/tztgnew/202201/t20220107_10479818.htm
- 自己健康状況観察表：<http://www.china-embassy.or.jp/chn/tztgnew/202201/P020220112391941917383.docx>

- ◆ ご搭乗**2日前以内**（検体採取日から起算）にPCR検査及び血清特異性IgM抗体検査を行い、中国大使館**指定フォーマットのダブル陰性結果が一枚となった紙製証明書**を取得する必要があります。
 - ※中国大使館指定検査機関情報：http://www.china-embassy.or.jp/chn/tztgnew/202101/t20210106_10172367.htm
- ◆ 上記ダブル陰性証明を取得後、必ず受付期限内に**HDCグリーン健康コード**をご申請ください。
 - ※申請受付期限：**出発前日の20:00まで**
- ◆ 日本から中国大陸へは**直行便**をご利用ください。
 - ※ 日本から香港、マカオ、台湾経由の乗継便をご利用の場合、中国大使館から**HDC健康コードを付与されません**、どうぞご注意ください。
 - ※ 中国を最終目的地とした**日本での乗り継ぎはできません**。経由・乗継におけるトラブル（空港内足止め、送還など）が発生する可能性があります。

HDCグリーン健康コードの申請手順

申請先サイト（<https://hrhk.cs.mfa.gov.cn/H5/>）、または**右記QRコード**にて、アカウントを登録してください。

- ①受診したダブル検査機関を選択してください。
- ②申請には日本滞在資格の証明（在留カード・住民票・ビザ）と中国行き航空便のEチケットが必要となります。
 - ※ 中国にご駐在で住民票がないお客様は、赴任時の取得ビザやパスポートにてご申請ください。
 - ※ 日本国籍でない方は、住民票以外の居住証明（例：在留カード、ビザなど）が必要となります。
- ③中国駐日本大使館の確認完了後、“HDC”グリーン健康コードを取得できます。

その他ご注意

- ◆ **新型コロナ感染者**やPCR検査、抗体検査の**いずれで陽性**と判明された方は、健康コード申請時は居住地の中国大使館にお知らせください。申請方法や必要書類は領事館HPをご確認ください。http://www.china-embassy.or.jp/chn/tztgnew/202109/t20210906_9431744.htm
- ◆ **ワクチン接種**が原因で、抗体検査に陽性結果が出た方は、健康コードを申請する際に検査証明とワクチン接種証明書をご提出ください。

HDC健康コードサンプル



申請用QRコード



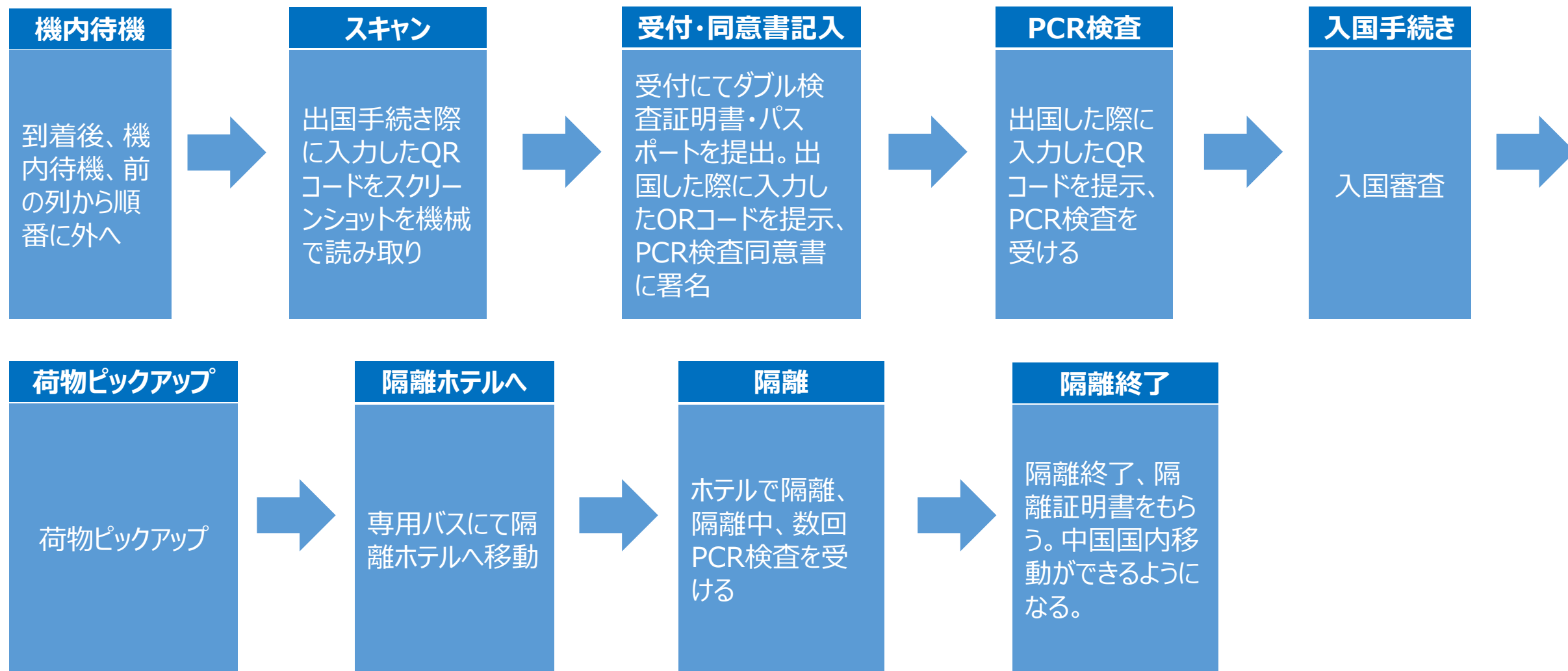
中国税関出入国健康申告書・健康電子入力完了画面（QRコード）の提示

中国入国に際し、中国税関出入国健康申告の提出ならび降機時に「健康電子入力完了画面（QRコード）の提示」が必須となります。申請については、ご出発の前日から、General Administration of Customs, P.R.CHINA（簡体字・英語ページ）新しいウィンドウで開く。外部サイトの場合はアクセシビリティガイドラインに対応していない可能性があります。もしくは、以下のQRコードをスキャンし、必要事項の申告をお願いいたします。

WeChat APPからのアクセスをお勧めします。



4.中国到着後の手続



「一時帰国支援プラン」に関するお問い合わせ、 お見積もり依頼は、お気軽に下記までどうぞ…



近畿国際旅行社（中国）有限公司

北京市朝陽区建国門大街甲24号 東海中心1609室
（営業時間 9：00～17：00 休日：土・日・祝日）

Email: grpbeijing@kntchina.com

電話：010-6515-5927

担当：郭 剛（カク）、辺 志東（ヘン）

- 中国出国地までの交通手段（航空機・高鉄・専用車）
- 往復国際線航空券
- ご自宅・待機施設（ホテル）までの専用ハイヤー
- 待機施設（ホテル）宿泊
- 日本国内航空券・新幹線
- 中国入国地からご自宅都市までの交通手段（航空機・高鉄・専用車）
などなど…

- 日本国内手配分も含めて「中国元」でお支払い可能です。
- もちろん企業様あての発票発行が可能です。